

## 非認証輸入自動車等の加速走行騒音試験に係るお知らせ

### はじめに

試験依頼にあたり、事前にこのお知らせをお読み頂き、内容に関して同意した上で予約手続きを行って下さい。

1. このお知らせに記載する非認証輸入車等の加速走行騒音試験は、保安基準及び自動車検査独立行政法人の定める審査事務規程に基づいて実施するものです。試験をご依頼の際は、適用される基準及び技術的内容等を最寄りの国土交通省・運輸支局又は陸運事務所の担当窓口と十分相談された上でお申込みいただくようお願いします。担当窓口の指示等に基づくご依頼により弊所は試験を実施いたします。
2. 予約手続き後は、試験前に「非認証輸入自動車等の加速走行騒音試験業務実施要領」をお読み頂き、内容に関して同意した上で書面の提出と手数料の納付を行って下さい。
3. 書面の提出と手数料の納付があった後には、納付された手数料は返還しません。
4. 弊所の担当者が試験の継続を不可能と判断した時は、試験を中止します。この場合、上記3に該当することとします。

## 試験実施までのフロー

### 予約手続き

\* ホームページまたは FAX で「試験依頼書」を入手し、必要事項を記入のうえ、E-mail または FAX で送信します。

### 試験日等の通知

\* 試験予定日、雨天等の際の試験予備日等が決まります（予約の際に、試験予定日が予め決まっている訳ではありません）。  
\* 上記した事項以外に、『書面』の提出期限と『手数料』の納付期限が通知されます。

### 書面の提出と手数料の納付

\* 予約手続きで記入した「試験依頼書」の原簿やその他必要書面を郵便又は宅急便で送ります。併せて試験手数料を納付します。

### 試験自動車の搬入

\* 弊所テストコースでの試験をご希望の場合には、試験予定日前日に試験自動車を搬入します。搬入の際には試験自動車の確認のため立会いが必要です。

### 試験実施

\* 試験場所は弊所城里テストセンターまたはつくば研究所ですが、選択はできません、ご了承下さい。試験当日は不測の事態（車両の故障等による整備・点検等）への対応のため立会いが必要です（試験場所への立入りは出来ません）。

### 成績表等の発行

\* 試験実施後 1 週間以内には、試験成績表と騒音防止性能確認標章が発行されます。

## 1. 予約手続き

- (1) 弊所のテストコースを使用する試験依頼の予約は、試験実施月の2ヶ月前の月で募集を行います（各月で、2ヵ月後の試験予約を募集し、定数に達した時点で締め切ります）。

例：4月に募集 → 6月に行う試験の予約

5月に募集 → 7月に行う試験の予約

また、試験依頼者の都合による試験日の設定は行いません。

ただし、「立会い試験（試験依頼者が試験場所や測定装置をご用意し、自ら試験を実施）」では、双方の日程の調整の上で試験予定日を決めます。

- (2) 予約をするには、「試験依頼書（第1号様式）」を使用して下さい。

用紙の電子ファイル（Excel版、PDF版）は、弊所ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス「<http://www.jari.or.jp/>」

- (3) 予約は、「試験依頼書」に必要事項をご記入頂き、E-mailかFAXで以下宛に送信して下さい。

送信先： E-mailの場合 → [kenkyu@jari.or.jp](mailto:kenkyu@jari.or.jp)

FAXの場合 → 029-856-1124

- (4) 上記で使用した「試験依頼書（第1号様式）」は、後日その他の書面と一緒に、郵便又は宅急便にて提出して頂きますので、大事に保管して置いて下さい。

## 2. 試験日等の通知

- (1) この通知は、試験実施月の1ヵ月前までにはE-mailかFAXで行います。通知する内容は以下の通りです。

- 試験予定日と試験予備日（雨天等の際の延期日）
- 試験自動車の搬入日時と搬入場所、搬出日時（弊所のテストコースを使用する場合のみ）
- 試験の実施場所
- 手数料の金額と納付期限（見積書、注文書／請書、請求書等の発行は原則行いません）
- 書面の提出期限

- (2) 試験の実施場所は、次の場所で行います。

- 一般財団法人日本自動車研究所 城里テストセンター 走行音試験路面  
茨城県東茨城郡城里町大字小坂字高辺多 1328 番地 23 号

### 3. 書面の提出と手数料の納付

(1) 上記の「2. 試験日等の通知」から 2 週間以内で行って頂きます。この期限内に書面提出と手数料納付の両方が確認できなければ、予約は取消されます。

(2) 提出する書面は以下の通りです。

- ・試験依頼書（第 1 号様式）・・・弊所ホームページからダウンロードできます。  
※原則として、予約手続きで記入した「試験依頼書」の原簿を提出して下さい。
- ・試験自動車諸元表（第 2 号様式）・・・弊所ホームページからダウンロードできます。
- ・非認証輸入自動車の場合は「自動車通関証明書」の写し、改造車等の場合は「自動車検査証又は完成検査終了証」等の写し

※但し、非認証輸入自動車の場合は「自動車通関証明書の原本」を試験自動車の搬入時に提示して下さい。

(3) 手数料の金額は以下の通りです。

- ① 幣所が試験を行なって加速走行騒音の基準値への適合を確認し、試験成績表を発行する場合
- ② 依頼者が自ら試験を行なう際に立会って加速走行騒音の基準値への適合を確認し、試験成績表を発行する場合\*1
- ③ 確認を受けた車両と同一型式のものの試験成績表を発行する場合
- ④ 試験成績表を再発行する場合
- ⑤ 騒音防止性能確認標章を再発行する場合（試験成績表発行後に標章を発行する場合を含む）

\*1 幣所の担当者が確認のために出張するとき（立会い試験）は、旅費、日当、宿泊費、及び移動時間の労務費を別途加算します。また、これら以外に必要な費用が生じる場合には、別途協議することとします。

業務の種類	試験自動車 1 台当たりの手数料（税抜き）		(1)～(4)の業務に併せて騒音防止性能確認標章の発行を希望する場合の手数料 ((1)～(4)の手数料+298 円、税抜き)	
	試験方法		試験方法	
	(a)*1	(b)*2 又は(c)*3	(a)*1	(b)*2 又は(c)*3
①	246,000 円	470,000 円	246,298 円	470,298 円
②	45,000 円	60,000 円	45,298 円	60,298 円
③	7,000 円		7,298 円	
④	4,000 円		4,298 円	
⑤	4,298 円			

※1 (a) 保安基準の細目を定める告示（細目告示）別添 40「加速走行騒音の測定方法」

※2 (b) 協定規則第 41 号（二輪自動車又は原動機付自転車に限る。）

※3 (c) 協定規則第 51 号（二輪自動車又は原動機付自転車を除く。）

#### 4. 試験自動車の搬入

- (1) 原則として、試験予定日の前日（前日が休日の場合には、その前の平日）に試験の実施場所へ搬入して頂きます。搬入の際には試験自動車の確認をするため、試験依頼者側の立会いが必要です。
- (2) 試験車両の燃料は、満タン（少なくとも燃料タンク半分以上）で搬入して下さい。
- (3) 搬出については、試験当日に（1）と同じ場所から搬出して頂きます。
- (4) 搬入・搬出にかかる費用は、申請者の負担といたします。

#### 5. 試験自動車

- (1) 弊所では、試験自動車へ遮光板、速度計等の取付けおよびダミーウエイトを積載します。これらの機材搭載に関する疑問点は、付図「試験自動車への計測器及びダミーウエイトの搭載方法について」をご覧のうえ、弊所担当者へご確認下さい。
- (2) 消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されているなど、消音器の騒音低減機構を取り外すことができない構造であることが必要です。ただし、消音器を自動車等に固定するためのネジ止め及びボルトは、この限りではありません。

#### 6. 試験実施

- (1) 試験当日は不測の事態（車両の故障等による整備・点検等）への対応のため立会いが必要です（試験場所への立入りは出来ません）。
- (2) 騒音試験の結果、不適合となった場合、再試験は行いません。なお、試験依頼者が再試験を望む場合は、再度、依頼を行ってください。

#### 7. 試験実施の延期

- (1) 騒音試験の試験予定日は、原則として延期しません。但し、天候不順（風速が5m/s以上、雨天等）又は試験路の路面が乾燥状態にない場合は、試験予備日に実施することとします。試験予備日が天候不順の場合は、協議の上、新たに試験日を設定します。
- (2) 試験依頼者は、試験自動車の整備状況その他の理由により騒音試験の延期を求めるときは、速やかにその旨を弊所に連絡してください。

#### 8. 騒音試験の中止

- (1) 試験依頼者は、試験自動車の整備状況その他の理由により騒音試験の中止を求めるときは、速やかにその旨を弊所に連絡してください。
- (2) 次のいずれかに該当する場合には騒音試験を中止することとし、弊所は試験依頼者に対してその旨を通知します。この通知以降に試験依頼者が再び騒音試験を求める場合には、新たな騒音試験業務として取り扱うこととします。
  - ① 通知した日時までに騒音試験の依頼書及び添付書面が提出されなかったとき
  - ② 通知した日時までに騒音試験の手数料が振り込まれなかったとき
  - ③ 通知した日時までに依頼に係る試験自動車が提示されなかったとき

- ④ 提示された試験自動車又は消音器の諸元が、提出された書面に記載されている事項と相違しているとき
- ⑤ 提示された試験自動車及び消音器に起因する不具合等により、騒音試験の担当者が業務の継続を不可能と判断したとき
- ⑥ 試験場内において、幣所担当者の指示に従わないとき

#### 9. 成績表等の発行

原則として、試験実施後 1 週間以内に、試験成績表と騒音防止性能確認標章を発行します。

## 付図 試験自動車への計測器及びダミーウエイトの搭載について

- ・試験実施に当たり、試験自動車に計測器及びダミーウエイトを搭載します。ご要望、ご質問などがありましたら受付担当者までお問い合わせください。

### 1. 遮光板

バンパーの高さ、形状の違いによる光電管（車速測定装置）遮光位置のばらつきを抑えるため、車両先端（バンパー、ナンバープレート等）に遮光板を取付けます。取付けには粘着テープを使用します。



### 2. 速度計（四輪車のみ）

試験時の速度モニター用としてGPS速度計を取付けます。速度計アンプ部及びモニター部は吸盤によりフロントガラスへ取付け、アンテナ部には粘着テープを使用します。また、電源としてシガーソケットを使用します。



### 3. ダミーウエイト

試験重量調整のためダミーウエイトを積載します。

#### <四輪車>

助手席、後席の座面若しくは足元へ積載します。



#### <二輪車>

座席後方若しくは座席下収納BOXへ積載します。固定にはラッシングベルト等を使用します。

